

○流山市水道事業給水条例

平成10年3月30日

条例第15号

改正 平成12年3月27日条例第2号

平成12年10月2日条例第20号

平成12年12月22日条例第21号

平成13年3月23日条例第18号

平成14年12月18日条例第31号

平成16年3月26日条例第6号

平成24年6月29日条例第23号

平成24年12月21日条例第39号

平成25年12月20日条例第42号

平成26年12月22日条例第42号

平成27年3月25日条例第16号

平成29年3月24日条例第7号

令和元年7月19日条例第3号

令和元年12月25日条例第20号

流山市水道事業給水条例（昭和48年流山市条例第20号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）

第3章 給水（第12条—第21条）

第4章 料金、手数料及び給水申込納付金（第22条—第33条）

第5章 管理（第34条—第39条）

第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）

第7章 補則（第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、流山市水道事業（以下「水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持することに関し必要な事項を定めるものとする

る。

(給水区域)

第2条 水道事業の給水区域は、流山市の区域（前ヶ崎の一部を除く。）及び松戸市根木内の一部の区域とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(費用の負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(給水装置工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。

い。

3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定等)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 工事監督費

(6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用の額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出について必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出

した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認める工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 管理者は、前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のために損害を生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

(給水の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に給水を申し込み、その承認を受けるものとする。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、その所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の規定により選任された管理人を不相当と認めると

きは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要と認めるときは、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

3 前2項に規定するメーターの設置の位置は、管理者が定める。

(メーターの保管等)

第17条 管理者は、メーターを水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の規定による保管者は、メーターを適切に管理しなければならない。

3 第1項の規定による保管者は、前項の規定による管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用をやめるとき。

(2) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所を変更したとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

第19条 私設消火栓を消防又は消防演習の用に供する場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習の用に供するときは、管理者が指定する職員の立会いを受けなければならない。

(給水装置の管理義務)

第20条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を適切に管理し、これに異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定により修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金、手数料及び給水申込納付金

(料金の納付義務)

第22条 水道の利用者は、管理者に料金を納付しなければならない。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、別表第1に定める基本料金と従量料金との合計額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(料金の算定)

第24条 管理者は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月の前月分の料金を算定するものとする。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、メーターの点検を隔月にし、その計量した使用水量をもってその日の属する月の前2月分の料金を算定することができる。この場合において、各月の使用水量は等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定による点検について、やむを得ない理由があるときは、

管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

3 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は次のメートルの点検による使用水量に繰り越して計算する。

(料金の算定方法の特例)

第25条 前2条の規定にかかわらず、水道の使用を開始した日から最初のメートルの点検の日まで又は最後のメートルの点検の日から水道の使用をやめた日までの間については、次の各号に掲げる区分に従い、別表第1に定める基本料金に、それぞれに定める率を乗じて得た額を基本料金とする。

(1) 給水管の口径が25ミリメートルまでの場合

ア 毎月点検

(ア) 使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が基本料金水量の2分の1を超えないとき 100分の50

(イ) 使用日数が15日を超え、又は使用水量が基本料金水量の2分の1を超えるとき 100分の100

イ 隔月点検

(ア) 使用日数が30日を超え45日を超えず、かつ、使用水量が基本料金水量の2分の3を超えないとき 100分の150

(イ) 使用日数が45日を超え、又は使用水量が基本料金水量の2分の3を超えるとき 100分の200

(2) 給水管の口径が25ミリメートルを超える場合

ア 毎月点検

(ア) 使用日数が15日を超えないとき 100分の50

(イ) 使用日数が15日を超え30日を超えないとき 100分の100

イ 隔月点検

(ア) 使用日数が30日を超え45日を超えないとき 100分の150

(イ) 使用日数が45日を超え60日を超えないとき 100分の200

2 管理者は、給水を受ける者が、給水を受けることをやめた場合においても、第18条第1項第1号の規定による届出をしない間は、料金を徴収するものとする。

第25条の2 月の中途において、給水管の口径に変更があった場合は、その使用日数の多い方の料金を適用する。ただし、それぞれ使用した日数が等しいときは、小さい口径によるものとする。

(特別給水契約)

第25条の3 管理者は、1月当たりの使用水量が、管理者が別に定める一定量を超える使用者と1月当たりの基準水量を定める給水契約(以下この条において「特別給水契約」という。)を締結することができる。

2 特別給水契約を締結した場合においては、第23条の規定にかかわらず、前項の基準水量を超える使用水量に係る各月の従量料金は、1立方メートル当たり220円とする。

3 特別給水契約を締結した場合においては、1月分の使用水量が第1項の基準水量に達しない場合においても同項の基準水量を当該月の使用水量とみなし、第24条第1項及び第25条第1項の規定を適用する。

4 前3項に定めるもののほか、特別給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) その他管理者が必要があると認めるとき。

(使用開始の認定)

第27条 第13条の規定による申込みをしないで水道を使用している者は、前使用者に引き続いて使用しているものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の予納)

第28条 工事その他の理由により臨時に水道を使用する者は、給水の申込みの際、管理者が定める3月分以内の概算料金(使用予定水量に相当する料金)を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により水道を使用する者が、水道の使用をやめた場合において、同項の規定により納付された概算料金と第23条の規定によ

る料金の中に差額があるときは、管理者はその差額を精算するものとする。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書、集金その他の管理者が別に定める手段により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月分を一括して徴収することができる。

2 第25条の規定による最後のメーター一点検の日から給水を受けることをやめた日までの間の料金は、その都度徴収する。

第30条 削除

(手数料)

第31条 手数料は、別表第2に定めるところにより、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後、徴収することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(給水申込納付金)

第32条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。)をしようとする者(第28条第1項に規定する使用者を除く。)は、管理者に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、新口径に係る納付金の額と旧口径に係る納付金の額の差額とする。

2 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、かつ、新規に給水装置を設置する場合の納付金の額は、廃止する給水装置に係る納付金の額と新設する給水装置に係る納付金の額との差額とする。

3 納付金の額は、別表第3に定める額とする。

4 第16条第2項の規定により受水槽以下の装置にメーターを設置する場合において、納付金を算出するときは、受水槽に給水するための装置に設置するメーターを除いて算出するものとする。

5 納付金は、給水装置の新設等の申込みの際徴収する。

6 既納の納付金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(料金等の減免)

第 3 3 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に規定する料金、手数料及び納付金について、その全部又は一部を免除することができる。

#### 第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 3 4 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 3 5 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 3 6 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が、第 6 条の給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用、第 2 0 条第 2 項の修繕に要する費用、第 2 3 条の料金又は第 3 1 条の手数料を指定期限内に納付しないとき。

(2) 水道使用者等が、正当な理由がなく、第 2 4 条第 1 項の規定による使用水量の計量若しくは第 3 4 条の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第 3 7 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管

理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第38条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けずに給水装置の新設等をした者

(2) 正当な理由がなく、第16条第1項及び同条第2項の規定によるメーターの設置、第24条第1項の規定による使用水量の計量、第34条の規定による給水装置の検査又は第36条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第19条第1項の規定に違反して私設消火栓を消防若しくはその演習以外の用に供し、又は同条第2項の規定に違反して職員の立会いを受けずに私設消火栓を使用した者

(4) 第20条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者

(5) 第23条の規定による料金、第31条第1項の規定による手数料、又は第32条の規定による納付金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第39条 詐欺その他不正の行為により、料金、手数料、又は納付金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 4 1 条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第 3 4 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第 7 章 補則

(委任)

第 4 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の流山市水道事業給水条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれ改正後の流山市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に係る過料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 1 2 年 3 月 2 7 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(過料に係る経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に係る過料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 1 2 年 1 0 月 2 日条例第 2 0 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 2 年 1 0 月 3 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例の施行の日以前にした行為に係る過料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 1 2 年 1 2 月 2 2 日条例第 2 1 号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第18号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月18日条例第31号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第6号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分の料金について適用し、同月前の月分の料金については、なお従前の例による。

3 料金の算定の対象とする月（以下「料金算定対象月」という。）が平成24年8月及び同年9月の2月分であるときは、改正後の条例第24条第1項中「いずれか一方の月」とあるのは「平成24年9月」とする。

4 料金算定対象月が平成24年8月及び同年9月の2月分である場合（水道の使用を同年9月末までにやめた場合に限る。）における各月の基本料金（給水管の口径が25ミリメートルまでの場合に限る。）は、改正後の条例第25条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号アの規定を適用して算定する。この場合において、同号ア中「使用日数」とあるのは「使用日数（料金算定対象月の各月分として当該各月に含まれる使用日数をいう。以下同じ。）」と、「使用水量」とあるのは「各月の使用水量（料金算定対象月の分として点検した使用水量を各月の使用日数により按分して算出した水量（平成24年8月分の水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた水量を同月分の水量とし、当該端数と同量の水量を同年9月分の水量に加えた水量を同月分の水量とする。）」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年12月21日条例第39号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（流山市水道事業給水条例の一部改正に係る経過措置）

14 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例第23条及び別表第1の規定は、平成26年6月以後の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

15 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例別表第3の規定は、施行日以後に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月22日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前における処分等に関する経過措置）

17 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第6項、第9項から第11項まで、第13項及び第14項の規定による改正前の各条例の規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者（以下この項において「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るもの並びに附則第5項、第11項から第14項までの規定による改正前の各条例の規定により水道事業管理者が行った処分その他の行為又は水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後において管理者が処理することとなる事務に係るものは、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成27年3月25日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第35条

第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分の料金について適用し、同月前の月分の料金については、なお従前の例による。
- 3 料金の算定の対象とする月が平成 27 年 3 月及び同年 4 月の 2 月分であるときは、改正後の条例第 24 条第 1 項中「いずれか一方の月」とあるのは「平成 27 年 4 月」とする。
- 4 改正後の条例第 24 条第 2 項の規定により、施行日以後の定例日以外にメーターの点検を行った場合における当該メーターの点検により計測した使用水量に係る料金の算定については、管理者が別に定める。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日条例第 7 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例第 25 条の 3 の規定は、平成 29 年 6 月の検針分の使用水量に係る料金の算定から適用し、同月前の検針分の使用水量に係る料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月 19 日条例第 3 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- (流山市水道事業給水条例の一部改正に係る経過措置)
- 28 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例（次項において「改正後の条例」という。）第 25 条の 3 第 2 項及び別表第 1 の規定は、令和元年 12 月以後の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
  - 29 改正後の条例別表第 3 の規定は、施行日以後に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る納付金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 1 2 月 2 5 日 条例 第 2 0 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 5 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行し、令和元年 1 0 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例別表第 2 の規定（指定給水装置工事事業者更新手数料に係る規定を除く。）は、令和 2 年 4 月 1 日以後の給水装置の新設等の申込みに係る手数料について適用し、同日前の給水装置の新設等の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 3 条関係）

一般用（1 月分）

給水管の口径	基本料金		従量料金
	基本料金 水量	料金	
1 3 ミリメートル	使用水量 5 立方メ ートルま で	1, 0 5 6 . 0 0 円	使用水量 5 立方メートルを超 え 1 0 立方メートルまでの 1 立方メートルについて 1 5 . 4 0 円
2 0 ミリメートル		1, 4 6 3 . 0 0 円	
2 5 ミリメートル		1, 8 0 4 . 0 0 円	使用水量 1 0 立方メートルを 超え 2 0 立方メートルまでの 1 立方メートルについて 1 5 4 . 0 0 円 使用水量 2 0 立方メートルを 超え 5 0 立方メートルまでの 1 立方メートルについて 2 2 0 . 0 0 円 使用水量 5 0 立方メートルを 超える 1 立方メートルについ て 3 4 1 . 0 0 円

40ミリメートル	5,065.50円	使用水量1立方メートルから20立方メートルまでの1立方メートルについて
50ミリメートル	8,607.50円	
75ミリメートル	18,711.00円	使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでの1立方メートルについて
		220.00円
		使用水量50立方メートルを超える1立方メートルについて
		341.00円
その他のもの	管理者が別に定める額	

臨時用（1月分）

給水管の口径	基本料金	従量料金
13ミリメートル	1,056.00円	使用水量1立方メートルについて 495.00円
20ミリメートル	1,463.00円	
25ミリメートル	1,804.00円	
40ミリメートル	5,065.50円	
50ミリメートル	8,607.50円	
75ミリメートル	18,711.00円	
その他のもの	管理者が別に定める額	

別表第2（第31条関係）

区分	手数料
設計審査手数料	1件 3,500円
工事検査手数料	1件 2,000円
消防演習立会手数料	1件 400円。ただし、勤務時間外の立会 いの場合は5割増とする。
指定給水装置工事事業者登録手数料	1件 30,000円

指定給水装置工事事業者更 新手数料	1件 10,000円
各種証明手数料	1件 200円

別表第3（第32条関係）

使用する給水管の口径	納付金の額
13ミリメートル	132,000円
20ミリメートル	297,000円
25ミリメートル	484,000円
40ミリメートル	1,485,000円
50ミリメートル	2,200,000円
75ミリメートル	5,500,000円
その他のもの	管理者が定める額